

岡崎市監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和4年5月31日

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	長谷川	龍 伸
同	小木曾	智 洋
同	鈴 木	英 樹

監査結果に係る措置通知（環境部 清掃施設課）

令和3年9月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

令和4年3月29日まで

監査結果	措置状況
<p>家電再商品化運搬処理業務について、委託契約時の処理対象台数と業務完了時に受注者が提出した処理実績台数に差異があったにもかかわらず、契約の変更等必要な措置をとらなかったため、台数確認の徹底を含め適正な処理をされたい。</p>	<p>令和4年2月14日から令和4年3月25日に実施した当該業務では、詳細に台数確認を実施し、出来高管理表による数量管理により設計数量と実施数量に差異が発生することなく完了した。</p> <p>今後、詳細な台数確認、出来高管理の実施後に差異が生じた場合は、清算変更を行う。</p>